

第7章 計画の推進体制と進管理

1 計画の推進体制

本計画は、全てのこどもの良質な成育環境を保障し、こどもと子育て家庭を社会全体で支援することを目的とするものです。こども・子育て支援を基本に、様々な取り組みを総合的に推進するための計画であることから、各施策を効果的に、また確実に進めていくため、福祉、教育、保健・医療をはじめとする関係各部課や関係機関との横断的な推進体制の強化に努めます。

また、行政だけでなく、地域における様々な主体の理解と関わりが重要であることから、家庭をはじめ、保育園、幼稚園、認定こども園、学校、地域活動団体等との連携・協働を図り、計画の推進に取り組みます。

2 こどもの意見聴取

こども基本法では、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が、こども施策の基本理念として掲げられています。

本計画の推進にあたっては、施策の対象であるこどもたちの意見を聴く機会や場を設けることに努め、取り組みの実行や必要に応じた見直し等にも反映させるよう努めていきます。

3 計画の進管理

本計画は、市のホームページや広報紙等において、市の考えや取り組み内容を公表していくことで、市民の理解と協力を得られるように努めます。計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て（Plan）、実行・実施（Do）、その進捗状況を定期的に把握し点検・評価した上で（Check）、その後の取り組みを改善・見直しする（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

取り組みの進捗状況についての点検・評価を適宜庁内で点検するとともに、唐津市子ども・子育て会議等の意見を踏まえ、必要に応じた事業の見直しを行います。

▼ 計画の点検・評価と進行管理における PDCA サイクルのイメージ

